

学校法人冬木学園 監事監査等職務規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人冬木学園（以下「学園」という。）の「内部統制システム整備の基本方針」（令和6年9月24日学園理事会決定）に基づき、学園監事（以下「監事」という。）の役割、権限を明確にし、監事による監査が適正かつ有効に行なわれ、学園運営の透明性の確保、教育研究機能の向上および財政の基盤確立等に寄与するため、監事により行なう監事監査等監事の職務に関し、必要な事項を定める。

(監事の職務)

第2条 監事は、法令および学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）に定める職務を行なう。

(監事の責務)

第3条 監事は、法令、寄附行為およびこの規則に基づき、常に公平不偏の立場で監事監査およびその他の職務を適切に行なうことにより、学園の掲げる理念および目的が達成できるよう努めなければならない。

2 監事は、その職務の遂行上知りえた情報を他に漏洩してはならない。

(監査の対象)

第4条 監事監査の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学園の業務
- (2) 学園の財産の状況
- (3) 学園理事（以下「理事」という。）および学園職員の業務執行の適法性および妥当性
- (4) 内部統制システム整備の適正性
- (5) 情報保存管理体制および情報開示体制

(監査計画)

第5条 監事は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象および方法を選定し監査計画を作成する。

2 監事は、監事相互間で連携を保ち、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めることができる。

(業務監査の内容)

第6条 監事は、学園の業務および理事の業務が、法令および寄附行為等に準拠して適正に執行されているかどうかを検証する。

2 監事は、次の各号に掲げる事項について検証するために、政策監査を実施する。

- (1) 学園理事会（以下「理事会」という。）が決定する政策内容が、建学の精神・理念および公共性の要請に則しているか。
- (2) 理事会が決定する政策内容が、学園の明確なビジョンおよび将来計画等に基づいた経営方針に則しているか。
- (3) 理事会が決定する内部統制システムの整備の基本方針および整備の決議、決定および具体的な整備の内容が、法令および寄附行為に適合し、業務の適正を確保する体制に即しているか。

3 監事は、次の各号に掲げる事項について検証するために、執行監査を実施する。

- (1) 学園および理事の業務執行が、経営方針および事業計画に準拠しているか。
- (2) 学園および理事の業務執行が、自己点検・評価および第三者評価を資料として行なわれているか。
- (3) 理事長および業務執行理事が、その職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告しているか等、理事会が理事長および業務執行理事の監督義務を適切に履行しているか。
- (4) 寄附行為、計算書類等、財産目録等、議事録および決裁文書その他の重要な書類および情報について、その整備、保存、管理および開示が適切に行なわれているか。

(財産監査の内容)

第7条 監事は、会計業務が学校法人会計基準に準拠し、また、学園経理規程に基づき執行されているかどうかを監査する。

2 監事は、計算書類等が、計算関係書類に表示された情報と合致しているかを確認する。

- 3 監事は、期中財産監査において、内部統制組織の信頼性を検証し、取引記録等の妥当性を検証する。
- 4 監事は、期末財産監査において、資産については実在性、負債については網羅性、基本金については合目的性、予算については資金収支および事業活動収支の妥当性を検証し、期末の財政状況を確認する。
- 5 監事は、会計監査人が行なう会計監査の方法および結果を把握し、自身の判断で財産監査を行なう。

(監査の実施方法)

第8条 監事は、次の方法により業務監査および財産監査を実施する。

- (1) 業務状況の聴取
- (2) 理事会議事録、評議員会議事録その他重要な書類および文書の閲覧
- (3) 会計に関する帳簿および書類等の調査
- (4) その他監査の実施に必要な事項についての報告の聴取または調査
- 2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次の各号に掲げる者との意思疎通をはかり、情報の収集および監査環境の整備に努めなければならない。
 - (1) 学園の理事および職員
 - (2) 学園の子法人の役員、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者および子法人に使用される者
 - (3) その他監事が適切に職務を遂行するにあたり、意思疎通をはかるべき者
- 3 監事は、その職務の遂行にあたり、必要に応じ、学園の他の監事、学園の子法人の監査役との意思疎通および情報の交換をはかるよう努めなければならない。
- 4 監事は、監査を実施する具体的な手順および監査項目等について、監事監査基準を定めることができる。

(監査報告書の作成、備えおき、閲覧および公表)

第9条 監事は、毎会計年度、業務監査および財産監査の結果を踏まえ、検討および協議を経て正確かつ明瞭に監査報告書を作成する。

- 2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し監事全員が署名捺印する。
- 3 監事は、学園の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を監査報告書に追記しなければならない。
- 4 監事は、計算関係書類および会計監査報告を受領したときは、次の各号に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。
 - (1) 監事の監査の方法およびその内容
 - (2) 会計監査人の監査の方法または結果を相当でないと認めたときは、その旨およびその理由
 - (3) 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）
 - (4) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
 - (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨およびその理由
 - (6) 監査報告を作成した日
- 5 学園は、監査報告を、定時評議員会の日から1週間前の日から、主たる事務所に5年間備えておき、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し、または謄本もしくは抄本を交付しなければならない。
- 6 学園は、監査報告を、学園ホームページに公表しなければならない。

(理事会および学園評議員会への説明)

第10条 監事は、学園評議員会（以下「評議員会」という。）において、学園評議員（以下「評議員」という。）から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 当該事項が会議の目的である事項に関しないものである場合
- (2) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）
 - イ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を学園に対して通知した場合
 - ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- (3) 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより学園その他の者（当該評議員を除く）

く。)の権利を侵害することとなる場合

- (4) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰返して説明を求める場合
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(監事の同意事項)

第11条 監事は、次の各号に掲げる監事の同意を要する事項について、その可否を決定する。

- (1) 監事の選任に関する議案を、理事が評議員会に提出する場合の監事の過半数の同意
- (2) 理事が任務を怠ったことによる学園に対する損害賠償責任の免除に関する議案を、理事が評議員会に提出する場合の各監事の同意
- (3) 寄附行為を変更し理事会の決議により理事の責任（善意でかつ重大な過失がない場合に限る。）を免除することができる旨の定めを設ける議案およびその寄附行為の定めに基づく理事の責任の免除に関する議案を、理事が理事会に提出する場合の各監事の同意
- (4) 寄附行為を変更して非業務執行理事と責任限定契約を締結できる旨の規定を設ける議案を、理事が理事会に提出する場合の各監事の同意
- (5) 会計監査人または一時会計監査人の職務を行なうべき者の報酬等を理事会において定める場合の監事の過半数の同意
- (6) 学園が、理事および清算人ならびにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合の各監事の同意

(学園と理事との間の訴えにおける法人の代表)

第12条 学園が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、または理事が学園に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、各監事が学園を代表する。

- 2 評議員会が学園に対し、理事の責任を追及する訴えの提起を求め、学園が当該求めを受ける場合は、常勤監事を置く場合には各監事が学園を代表する。

(内部通報制度)

第13条 学園の理事または職員等は、学園に著しい損害を与えるおそれのある事実または法令、寄附行為その他の規則・規程に反する行為等を発見したときは、ただちに理事長、業務執行理事のほか、監事に報告するものとする。

- 2 理事または職員等が直接監事に報告する窓口は内部監査室とし、監事に報告すべき対象事項、報告方法、報告受付後の処理手続および関係職員の責務等は、学園内部監査規程に定める。
- 3 学園は、本条第1項の報告をしたことを理由として、当該理事または職員等に対し、解任、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行なってはならない。

(会計監査人との連携)

第14条 監事は、財産の状況を監査するにあたり会計監査人から報告を求め、必要に応じ会計監査人に対し専門的事項の調査を委任することができる。

- 2 監事は、効率的な学園の監査業務を行なうために、会計監査人と情報交換を行なう等により、連携をはかるものとする。

(内部監査室との連携)

第15条 監事は、学園の業務および理事の職務執行状況を監査し、ならびにその他の職務を遂行するにあたり、学園における内部監査を行なう内部監査室と情報を共有し、必要に応じ協力して調査を行なう等の連携により、学園の監査業務の改善および合理化に努めなければならない。

(学園の責務)

第16条 学園は、前2条の体制整備に努めなければならない。

(補助職員の配置等)

第17条 学園は、監事の職務を補佐するものとして、監事の求めを尊重し、補助職員の配置を検討するものとする。

- 2 監事の補助職務にあたる職員は、その職務を行なう際には監事の指揮命令下で業務を行ない、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。また学園は、当該補助職員の異動、人事評価および懲戒等については、監事の意見を尊重するものとする。
- 3 学園は、補助職員が監事に同行して、理事会、評議員会等の重要な会議に出席することを認めるものとする。

4 学園は、監事がその職務の執行について生ずる費用の前払いもしくは支出した費用の償還または負担した債務の弁済を請求した場合には、すみやかに相当額を支払うものとする。

(改廃)

第18条 この規則の改廃は、あらかじめ評議員会の意見を聴き理事会が行なう。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。